

医療DX推進体制整備加算について

《令和6年 診療報酬改定で変わったこと》

医療DXとは？

「DX」とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、医療分野においてデジタル技術を活用し、質の高い医療の現実を目的として社会や生活の形を変えていくことを指す言葉です。

医療DXでは、診察・治療・薬剤処方などにおける情報を最適な形で活用し、皆様がより良質な医療を受けられる体制の構築を目指します。

【当院での取り組み】

- ①オンライン請求を行っております。
- ②オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報などを活用して診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。
- ③マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ④電子処方箋の発行（今後導入予定）
- ⑤電子カルテ情報共有サービスの取り組みを実施（今後導入予定）

上記の取り組みに伴い

医療DX推進体制整備加算 : 8点

月に一度算定しております。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

マイナンバーカードをぜひご活用ください

《令和6年 診療報酬改定で変わったこと》

マイナンバーカードを健康保険証として利用し、受診歴や薬剤情報、特定検診情報の共有にご同意いただくことで、多くの情報に基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となります。

上記に伴い、初診時・再診時には
医療情報取得加算を算定しております。

マイナンバーカードご利用し、
さらに情報提供に※ご同意いただいた場合

医療情報取得加算2 (初診料算定時) : 1点

医療情報取得加算4 (再診料算定時) : 1点

※ 受診歴・薬剤情報、特定検診情報のどちらも同意が必須となります。

従来の保険証をご提示いただいた場合

又は、マイナンバーカード利用の際の情報提供の同意がない場合

医療情報取得加算1 (初診料算定時) : 3点

医療情報取得加算3 (再診料算定時) : 2点

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。